

早期退職に関する返金規定

・本規定は弊社から紹介した人材が早期退職をした場合に手数料の一部を返金する制度となります。

一部、免責事項がございますのでご確認下さい。

- ・入社一か月未満（30 日未満） 手数料の 80%
- ・入社一か月以上、二か月未満（60 日未満） 手数料の 50%
- ・入社二か月以上、三か月未満（90 日未満） 手数料の 20%

下記に該当する場合は免責とさせていただきます。

- ・紹介先での何らかのハラスメント（セクハラ、パワハラ等）
- ・心身に悪影響のある労働環境（長時間労働、不衛生な環境等）
- ・紹介した人材の問題では無い解雇（不当な評価、業績不振等）
- ・雇用時に明示した労働条件と異なる場合
- ・その他、紹介先様の都合が大きい場合には別途協議

株式会社 美タイプ